

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：平成29年9月27日（平成29年（独個）諮問第57号及び同第58号）

答申日：平成30年1月12日（平成29年度（独個）答申第58号及び同第59号）

事件名：特定の修士課程入学試験について本人の筆記試験の点数が記録された文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定の修士課程入学試験について本人の筆記試験の点数が記録された文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報1及び保有個人情報2（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月26日付け第29-77号及び第29-78号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の趣旨は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（平成29年（独個）諮問第57号）

審査請求人が請求した当該文書については、廃棄したとされるが、保存期間満了であっても廃棄されるとは限らず、不存在と結論づけることはできないと思われま。不開示とされる理由には該当されないと思ひます。不開示との決定の取消しを求めます。

審査請求人は、平成19年9月26日に同入試の情報公開請求を行っており、平成19年10月19日に開示決定の通知を受けております。第19-569、第2007-33、期間満了前であり、文書は存在されっていると推されます。不開示の取消しを求めます。

（2）審査請求書2（平成29年（独個）諮問第58号）

審査請求人が請求した当該文書に関しては、廃棄したとされるが、保存期間満了であっても廃棄されるとは限らず、不存在と結論づけることはできないと推されます。私は、平成19年9月26日に同入試の情報公開請求を行っております。平成19年10月19日に開示決定通知を受けております。第19-570、第2008-34この文書は期間満了前であり存在していると思われま。

(3) 意見書(平成29年(独個)諮問第57号及び同第58号)

審査請求人から、平成29年10月30日に意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、各理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件対象保有個人情報及び審査請求の対象について

特定された本件対象保有個人情報は、特定研究科が保有する大学院入学試験の本人の筆記試験の点数である。

本学では、「東京大学法人文書管理規則」(以下「文書管理規則」という。)に基づき、該当する本件対象保有個人情報が記載された法人文書は保存期間満了により廃棄したため不存在とした。

これについて、審査請求人は、平成29年8月25日受付の審査請求書のなかで、当該文書は保存期間満了であっても廃棄しているとは限らず不存在と結論づけることはできないため、不開示の取消しを求めている。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「請求した当該文書については廃棄したとされるが、保存期間満了であっても廃棄しているとは限らず不存在と結論づけることはできない。また、平成19年9月26日に同入試の保有個人情報開示請求を行い、平成19年10月19日に開示決定を受けており、期間満了前であり当該文書は存在していると推されるため不開示の取消しを求める。」と主張している。

以上の審査請求人の主張に対する説明に際して、まず、本学では、「公文書等の管理に関する法律」等に基づき、本学における法人文書の管理についての必要な事項は、文書管理規則に定めており、大学院入試の入学選抜及び成績考査に関するものは、保存期間が5年となっており、期間満了時の措置は「廃棄」となっている。該当部局に確認したところ、規則上の保存年限は5年であるが、休学等による最大在学期間等を考慮し、保存年限を10年としている。この度の開示請求は、平成17年8月及び18年8月に実施した平成18年度入学試験及び19年度入学試験のことであり、平成28年4月及び29年4月に保存期間満了により既に廃棄してい

る。

また、10年前に同様の開示請求をしていると主張しているが、10年前に開示したのは、平成19年度入学試験と20年度入学試験の2件であり、今回の開示請求は、平成18年度～20年度入学試験の3件を請求し、うち、平成18年度分（第29-77号）、平成19年度分（第29-78号）について不存在決定したところであり、誤認があるものと思われる。法における開示実施文書も、本学法人文書管理規則では保存年限1年であり、平成19年度に開示請求しているから存在されていると推されると主張されても、廃棄により不存在である。

したがって、本学の決定は妥当なものであると判断するとともに、審査請求人の主張は支持できない。

以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月27日 諮問の受理（平成29年（独個）諮問第57号及び同第58号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年10月30日 審査請求人から意見書を收受（同上）
- ④ 同年12月7日 審議（同上）
- ⑤ 平成30年1月10日 平成29年（独個）諮問第57号及び同第58号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報は、保存期間満了により廃棄したため、保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、保存期間が満了していても廃棄されるとは限らないとして原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、本件対象保有個人情報の保有の有無について、以下、検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の2）において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 大学院入試の入学選抜及び成績考査に関するものは、文書管理規則では保存期間は5年とされているが、特定研究科においては、休学等による最大在学期間等を考慮し、保存期間を10年としており、保存期間満了後に廃棄している。

イ 審査請求人は、平成19年にも本件対象保有個人情報と同じものの開示請求を行い、開示決定を受けたので、本件対象保有個人情報が存在すると主張しているが、開示実施した文書の保存期間は、文書管理規則で1年とされており、平成19年に審査請求人に開示した本件対象保有個人情報と同じものは、既に廃棄されている。

(2) 当審査会において、諮問庁から文書管理規則及び特定研究科における大学院入試の入学選抜及び成績考査に関するものの保存期間について記載された文書の提供を受けて確認したところ、上記(1)の諮問庁の説明のとおり、特定研究科における大学院入試の入学選抜及び成績考査に関するものの保存期間は10年であり、開示実施した文書の保存期間は1年であるとともに、保存期間が満了した場合には、廃棄することとされている。

(3) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の廃棄の状況等について確認させたところ、おおむね以下のとおりであった。

特定研究科では、保存期間が満了した文書については、保存期間満了日の翌月の中旬に、担当者が数日かけてシュレッダーにより裁断処理することにより廃棄しており、保有個人情報1については、保存期間が満了した平成28年3月31日の翌月である同年4月中旬に、また、保有個人情報2については、保存期間が満了した平成29年3月31日の翌月である同年4月中旬に、担当者がシュレッダーにより裁断処理を行っている。

また、平成19年に審査請求人に開示実施した文書については、保存期間が満了した平成21年3月31日の翌月である同年4月中旬に、担当者がシュレッダーにより裁断処理を行っている。

なお、本件開示請求を受け、念のため本件対象保有個人情報が保管されていないか、特定研究科内の事務室及び倉庫を探索したが、本件対象保有個人情報は保管されていなかった。

(4) 本件対象保有個人情報を保有していないとする上記(1)及び(3)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、探索の範囲も不十分であるとはいえない。

したがって、東京大学において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、東京大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙（本件対象保有個人情報）

保有個人情報 1 平成 18 年度東京大学大学院特定研究科特定修士課程入学
試験の筆記試験の各科目の点数についての本人の個人情報

保有個人情報 2 平成 19 年度東京大学大学院特定研究科特定修士課程入学
試験の筆記試験の各科目の点数についての本人の個人情報